

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省 令案概要

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案について【概要】
(職業安定分科会関係抜粋)

1. 概要

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく各種助成金等について、令和 3 年度分に係る制度の見直しや新設等を行うもの。見直しや新設の対象となるのは以下の助成金等であり、内容の詳細は別紙のとおり（安定分科会関係は下線関係）。

・雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）の一部改正関係

1. 労働移動支援助成金
2. 65 歳超雇用推進助成金
3. 特定求職者雇用開発助成金
4. トライアル雇用助成金
5. 中途採用等支援助成金
6. 両立支援等助成金
7. 人材確保等支援助成金
8. キャリアアップ助成金
9. 障害者雇用安定助成金
10. 人材開発支援助成金
11. 高年齢労働者処遇改善促進助成金
12. 東日本大震災に伴う特例措置
13. 認定訓練助成金事業費補助金

・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）の一部改正関係

特定求職者雇用開発助成金

・建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 29 号）の一部改正関係

1. 人材確保等支援助成金
2. 人材開発支援助成金

その他所要の改正を行う。

2. 根拠法令

雇用保険法第 15 条第 4 項、第 62 条第 1 項及び第 2 項、第 63 条第 1 項及び第 2 項並びに第 82 条、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 19 条第 1 項並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）第 9 条及び第 47 条

3. 施行期日等

公布日 令和 3 年 3 月下旬（予定）

施行期日 令和 3 年 4 月 1 日

・雇用保険法施行規則の一部改正関係

1. 労働移動支援助成金

早期雇入れ支援コース奨励金の見直し

【現行制度の概要】

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を、早期（離職後3か月以内）に、期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主に対して次のとおり助成する。

《支給額》

通常の助成	優遇助成	優遇助成（賃金上昇）
30万円	40万円	60万円

「優遇助成」は、生産指標等により一定の成長性が認められる企業が、事業再編等を行う企業等から離職した者を雇い入れた場合の助成

【改正後の内容】

当面の間、優遇助成について、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した45歳以上の者を離職前と異なる業種の事業主が雇い入れた場合は次のとおり助成する。

《支給額》

通常の助成	優遇助成	優遇助成（賃金上昇）
30万円	80万円	100万円

2. 65歳超雇用推進助成金

(1) 65歳超継続雇用促進コースの見直し

改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）の施行（令和3年4月）を踏まえ、以下のとおり見直しを行う。

- ・60歳以上被保険者数の区分「1～2人」枠と「3～9人」枠を「10人未満」枠に統合のうえ助成額を見直し。
- ・他社による継続雇用制度の導入を行う送出し事業主が、受入れ事業主の就業規則改正等に必要な経費を全て負担した場合、送出し事業主に対して要した経費の1/2を助成。
- ・支給申請を行う事業主の負担軽減の観点から、助成金の支給手続から就業規則等の確認に関する事項を削除。

【現行制度の概要】

65歳以上の年齢への定年引上げや定年の定め廃止、希望者全員を66歳以上の年齢まで継続雇用する制度を導入する事業主に対して助成する。

当該措置の内容や定年等の年齢の引上げ幅、60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて以下の額を支給。

1. 定年引上げ又は定年の定め廃止

措置内容（引上げ年齢） 60歳以上被保険者	65歳		66歳以上		定年の定め の廃止
	5歳未満	5歳	5歳未満	5歳以上	
1～2人	10万円	15万円	15万円	20万円	20万円
3～9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	150万円	35万円	160万円	160万円

2. 希望者全員を66歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入

措置内容（引上げ年齢） 60歳以上被保険者	66～69歳		70歳以上	
	4歳未満	4歳	5歳未満	5歳以上
1～2人	5万円	10万円	10万円	15万円
3～9人	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	20万円	80万円	25万円	100万円

【改正後の内容】

1. 定年引上げ又は定年の定め廃止

措置内容(引上げ年齢) 60歳以上被保険者	65歳	66～69歳		定年の引上げ (70歳以上)又は 定年の定め廃止
		5歳未満	5歳以上	
10人未満	25万円	30万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	160万円

2. 希望者全員を66歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入

措置内容(引上げ年齢) 60歳以上被保険者	66～69歳		70歳以上
	4歳未満	4歳	
10人未満	15万円	40万円	80万円
10人以上	20万円	60万円	100万円

3. 他社による継続雇用制度の導入 (令和3年度より助成対象に追加。)

措置内容	66～69歳		70歳以上
	4歳未満	4歳	
支給額(上限額)	5万円	10万円	15万円

- (2) 高年齢者無期雇用転換コース及び高年齢者評価制度等雇用管理改善コースの見直し
支給要件である法令遵守の確認期間について、計画を提出した日の前日から支給申請を行った日の前日までの間とする。

3. 特定求職者雇用開発助成金

(1) 助成金の整理統合

障害者初回雇用コース奨励金の暫定措置については、令和2年度限りで廃止する。

【現行制度の概要】

障害者雇用の経験のない中小企業が、雇用率制度の対象となるような障害者を初めて雇用し、当該雇入れによって法定雇用率を達成する場合に一定額を助成する。

4. トライアル雇用助成金

(1) 一般トライアルコース助成金の見直し

【現行制度の概要】

次のいずれかに該当する者を対象とする。

過去2年以内に、2回以上離職又は転職を繰り返している者

直近において離職している期間が1年を超えている者

妊娠、出産又は育児を理由として離職し、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている者

55歳未満の安定した職業に就いていない者であって、ハローワーク又は職業紹介事業者等において就労に向けた支援として職業安定局長が定めるものを受けている者
その他就職の援助を行うに当たって特別の配慮を要する者として厚生労働大臣が定める者

【改正後の内容】

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の認定を受けた事業主が35歳未満の者を雇い入れた場合に、支給額を月額5万円とする助成措置を廃止する。

(2) 障害者トライアルコース助成金の見直し

障害者がテレワークで勤務する場合（1週間の所定労働時間の1/2以上を在宅又はその事業主が指定した事業所であり障害者が所属する事業場と異なる事務所で勤務する場合をいう。）には、最大6か月までのトライアル雇用を可能とする。

【現行制度の概要】

	支給額	トライアル期間
精神障害者以外	月額4万円（最大3か月）	最大3か月
精神障害者	1～3か月：月額8万円 4～6か月：月額4万円 （最大6か月）	最大12か月（支給期間は最大6か月）

【改正後の内容】

	支給額	トライアル期間
精神障害者以外	月額4万円（最大3か月）	最大3か月 <u>テレワークで勤務する場合は、最大6か月（支給期間は最大3か月）</u>
精神障害者	1～3か月：月額8万円 4～6か月：月額4万円 （最大6か月）	最大12か月（支給期間は最大6か月）

(3) その他所要の改正を行う。

5. 中途採用等支援助成金

(1) 中途採用拡大コース奨励金の見直し

【現行制度の概要】

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用拡大（中途採用率の拡大又は 45 歳以上の者を初めて採用）を図った事業主に対して次のとおり助成する。

	中途採用率の拡大を図った場合		45 歳以上の者を初めて採用した場合
	20 ポイント以上 40 ポイント未満向上	40 ポイント以上向上	
助成額	50 万円	70 万円	60 万円
	期間前の中途採用率が 0 % であった場合、上記に加えて 10 万円		60 歳以上の者を初めて採用した場合、上記に加えて 10 万円
生産性要件を満たした場合の上乗せ助成額	25 万円		30 万円

は中途採用計画期間前 3 年間の中途採用率が 60% 未満の事業主を対象とする。

【改正後の内容】

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用拡大（中途採用率の拡大、45 歳以上の者を初めて採用又は 中途採用に係る情報公開を行い、中途採用者数を拡大）を図った事業主に対して次のとおり助成する。

	中途採用率の拡大を図った場合		45 歳以上の者を初めて採用した場合	中途採用に係る情報公開を行い、 中途採用者数の拡大を行った場合
	20 ポイント以上 40 ポイント未満向上	40 ポイント以上向上		
助成額	50 万円	70 万円	60 万円	30 万円
	期間前の中途採用率が 0 % であった場合、上記に加えて 10 万円		60 歳以上の者を初めて採用した場合、上記に加えて 10 万円	対象者の 1 年間の定着状況について、一定の要件を満たす場合、上記に加えて 20 万円
生産性要件を満たした場合の上乗せ助成額	25 万円		30 万円	15 万円

は中途採用計画期間前 3 年間の中途採用率が 60% 未満の事業主を対象とする。

は中途採用計画の策定に加えて、中途採用に係る定性及び任意の定量情報の公開し、中途採用者数のうちで 6 か月定着した者の数とその前の 1 年間に採用した中途採用者数を上回る事業主を対象とする。

7. 人材確保等支援助成金

(1) 各コースの改正概要

介護福祉機器助成コースの見直し

機器導入助成については、令和2年度限りで廃止する。

【現行制度の概要】

介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護福祉機器の導入等を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して次のとおり助成する。

《支給額》

機器導入助成 支給対象費用の25%（上限150万円）

目的達成助成 支給額対象費用の20% 35%（上限150万円）

は生産要件を満たした場合の金額

介護・保育労働者雇用管理制度助成コースの廃止

介護・保育労働者雇用管理制度助成コースについては、令和2年度限りで廃止する。

【現行制度の概要】

介護・保育事業主が、労働協約又は就業規則を変更することにより賃金制度を整備した場合に50万円を助成する。

更に、計画期間終了1年経過後に離職率に係る目標を達成できた場合に57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）を助成し、計画期間終了3年経過後に職員の定着に関する目標を達成できた場合、に85.5万円（生産性要件を満たした場合は108万円）を助成する。

人事評価改善等助成コースの見直し

制度整備助成については、令和2年度限りで廃止する。

【現行制度の概要】

生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、年功序列や定期昇給のみによらない賃金制度を設けることを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率低下を実現した事業主に対して次のとおり助成する。

— 制度整備助成

・能力評価等による人事評価制度の整備

・整備した人事評価制度に応じた2%以上の賃金引上げを含む賃金制度の整備

上記2つの要件を整備・実施した場合、50万円を支給する。

目標達成助成

計画の認定申請時より3年経過後に生産性向上、2%以上の賃金アップ及び離職率の低下の目標を達成できた場合、80万円を支給する。

設備改善等支援コースの廃止

設備改善等支援コースについては、令和2年度限りで廃止する。

【現行制度の概要】

事業主が雇用管理改善計画を定め、当該計画に係る設備投資により生産性を向上させ、雇用管理改善を実現した場合に助成を行う。なお、本コースは設備投資費用や企業規模等に応じて助成内容が異なる。

1 設備改善等支援コース< Aタイプ >

雇用管理改善に資する175万円以上1,000万円未満の設備投資を行った中小企業事業主が対象

- (1) 「雇用管理改善計画」の開始から1年後に計画開始前と比べて、雇用管理の改善に関する目標を達成した場合に50万円を支給。
- (2) 「雇用管理改善計画」の開始から3年後に計画開始前と比べて、雇用管理改善に関する目標等及び生産性の向上を達成していた場合に80万円(上乗せ助成)を支給。

2 設備改善等支援コース< Bタイプ >

(1) 計画達成助成(1回目)

- ・「雇用管理改善計画」の開始から1年後に計画開始前と比べて、生産性の向上及び雇用管理の改善に関する目標を達成した場合に一定額()を支給。

(2) 計画達成助成(2回目)

- ・「雇用管理改善計画」の開始から2年後に計画開始前と比べて、生産性の向上及び雇用管理の改善に関する目標を達成した場合に一定額()を支給。

(3) 目標達成時助成

- ・「雇用管理改善計画」の開始から3年後(計画の終期)に計画開始前と比べて、当該計画に定められた生産性の向上及び雇用管理の改善に関する目標を達成していた場合、目標達成時助成として一定額()を支給。

設備投資額と計画目標の達成に応じて定額を助成。

- ・設備投資費用が240万円以上5,000万円未満の場合(中小企業事業主の場合のみ)
 - : (1)50万円、(2)50万円、(3)80万円
- ・設備投資費用が5,000万円以上1億円未満の場合
 - : (1)50万円、(2)75万円、(3)100万円
- ・設備投資費用が1億円以上の場合
 - : (1)100万円、(2)150万円、(3)200万円

働き方改革支援コースの廃止

働き方改革支援コースについては、令和2年度限りで廃止する。

【現行制度の概要】

働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務間インターバル導入コース）の支給を受けた中小企業事業主であって、雇用管理改善のための計画を策定し、新たに労働者を雇い入れ、及び人員配置の変更、労働者の負担軽減その他の雇用管理の改善に取り組んだ事業主に対して、次のとおり助成する。

《支給額》

雇い入れた労働者1人当たり60万円（短時間労働者の場合は、40万円）
10人分を上限とする。

生産性要件を満たした場合、追加的に雇い入れた労働者1人当たり15万円（短時間労働者の場合は、10万円）

11. 高年齢労働者処遇改善促進助成金

高年齢労働者処遇改善促進助成金の暫定措置

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する等の観点から、令和6年度までの間に限り、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善に向けて、就業規則等の定めるところにより、当該高年齢労働者に適用される賃金規定等の改定に取り組む事業主に対して、高年齢労働者処遇改善促進助成金を助成することとする。

【新設制度の概要】

《対象事業主》

その雇用する60歳から64歳の労働者に係る高年齢雇用継続基本給付金の受給総額が賃金規定等改定前後において、95%以上減少している事業主

《支給額》

当該事業所に雇用される労働者に係る、賃金規定等改定前後を比較した高年齢雇用継続基本給付金の受給総額の減少額に、 $\frac{2}{3}$ （中小企業事業主にあつては $\frac{4}{5}$ ）を乗じた額

令和5年度以降は減少額に、 $\frac{1}{2}$ （中小企業事業主にあつては $\frac{2}{3}$ ）を乗じた額

6か月に1度、最大4回（2年間）まで申請可能。2回目以降も、初回の申請時に適用された助成率を適用。

・建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

1. 人材確保等支援助成金

建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金の見直し

【現行制度の概要】

建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練法人が、魅力ある職場づくりにつながる取組や広域的な職業訓練の推進活動を実施した場合、実施に要した経費の一部を助成する。また、建設事業主が雇用管理研修等を受講させた場合には、賃金助成を行う。

【改正後の内容】

賃金助成額を次のように見直す。

	現行の助成額		見直し後の助成額	
	生産性要件を満たさなかった場合の助成額	生産性要件を満たした場合の助成額	生産性要件を満たさなかった場合の助成額	生産性要件を満たした場合の助成額
中小建設事業主	7,600円 /人・日	9,600円 /人・日	<u>8,550円</u> /人・日	<u>10,550円</u> /人・日

一の雇用管理研修等について6日分を限度とする。

2. 人材開発支援助成金

建設労働者技能実習コース助成金の見直し

【現行制度の概要】

若年労働者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、中小建設事業主が雇用する建設労働者に対して、自ら技能実習を行う場合や委託して登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合、実施に要した実費相当額の一部を助成する。（女性労働者を対象として実施する場合は中小建設事業主以外も助成対象（経費助成のみ））

【改正後の内容】

賃金助成について、技能実習を受けさせた建設労働者が、能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行っている者として職業安定局長が定めるもの（建設キャリアアップシステムの登録者。以下「システム登録者」という。）である場合、平成31年4月1日から令和4年3月31日までに技能実習を開始した場合に限り、次のように助成額を見直す。

また、当該助成を受けた中小建設事業主が、生産性要件を満たした場合、追加で一定額を支給することとする。

さらに、被災三県（岩手、宮城、福島）に所在する中小建設事業主に対する助成率の暫定措置を廃止することとする。

		現行の助成額		見直し後の助成額	
		生産性要件を満たさなかった場合の助成額	生産性要件を満たした場合の助成額	生産性要件を満たさなかった場合の助成額	生産性要件を満たした場合の助成額
中小建設事業主 （被保険者数 20人以下）	システム登録者	8,360円 / 人・日	10,360円 / 人・日	<u>9,405円 / 人・日</u>	<u>11,405円 / 人・日</u>
	システム登録者以外	7,600円 / 人・日	9,600円 / 人・日	<u>8,550円 / 人・日</u>	<u>10,550円 / 人・日</u>
中小建設事業主 （被保険者数 21人以上）	システム登録者	7,315円 / 人・日	9,065円 / 人・日	<u>8,360円 / 人・日</u>	<u>10,100円 / 人・日</u>
	システム登録者以外	6,650円 / 人・日	8,400円 / 人・日	<u>7,600円 / 人・日</u>	<u>9,350円 / 人・日</u>